

大阪広域水道企業団契約規程の一部を改正する規程を公布する。

令和3年3月31日

大阪広域水道企業団

企業長 永藤 英機

大阪広域水道企業団管理規程第12号

大阪広域水道企業団契約規程の一部を改正する規程

大阪広域水道企業団契約規程（平成31年大阪広域水道企業団管理規程第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(契約締結の手続)</p> <p>第26条 落札者は、落札決定の日の翌日から起算して10日 <u>(大阪広域水道企業団の休日に関する条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第8号）第2条第1項に規定する企業団の休日を除く。)</u> 以内に、契約書に記名押印の上、提出しなければならない。ただし、収支等執行者の承諾を得た場合は、この期間を変更することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(履行遅滞による違約金)</p> <p>第39条 (略)</p> <p>2 前項の違約金の額は、法令で特別の定めのある場合又は企業長が別に定める場合のほか、契約の履行期限の翌日から履行の日までの日数に応じ、契約金額（履行が可分の契約であるときは、履行遅滞となった部分の契約金額）につき年 <u>3パーセント</u> の割合で計算した額とする。</p>	<p>(契約締結の手続)</p> <p>第26条 落札者は、落札決定の日の翌日から起算して <u>日曜日又は銀行法施行令（昭和57年政令第40号）第5条第1項各号に掲げる日を除いた</u>10日以内に、契約書に記名押印の上、提出しなければならない。ただし、収支等執行者の承諾を得た場合は、この期間を変更することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(履行遅滞による違約金)</p> <p>第39条 (略)</p> <p>2 前項の違約金の額は、法令で特別の定めのある場合又は企業長が別に定める場合のほか、契約の履行期限の翌日から履行の日までの日数に応じ、契約金額（履行が可分の契約であるときは、履行遅滞となった部分の契約金額）につき年 <u>5パーセント</u> の割合で計算した額とする。</p>

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の大阪広域水道企業団契約規程（以下「新規程」という。）第26条第1項の規定は、この規程の施行の日以後に公告する一般競争入札の方法により締結する契約について適用し、同日前に公告した一般競争入札の方法により締結する契約については、なお従前の例による。

3 新規程第39条第2項の規定は、この規程の施行の日以後に締結する契約について適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。